



## 平成29年10月1日以降、水銀廃棄物の適正処理について、新たな対応が必要になります。

◎詳細は環境省「水銀廃棄物ガイドライン」をご覧ください。 [http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906\\_guide1.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guide1.pdf)

### ◆対象となる水銀廃棄物の種類及び必要な対応

#### 1. 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。(判別ができない一部の製品を除きます)



例：一部の電池、蛍光灯、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計等

※水銀使用製品産業廃棄物については、環境省「水銀廃棄物ガイドライン」(59ページ、5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物)をご覧ください。

項目	平成29年10月1日以降、必要な対応
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切り等を設ける等の措置をとること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。</li> <li>水銀回収が義務付けられているもの*の処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。</li> </ul>
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。 注) H29.10.1 以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものであることを明記すること。

※水銀回収義務対象品については、環境省「水銀廃棄物ガイドライン」(85ページ、表5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち回収が義務付けられるもの)をご覧ください。

#### 2. 水銀含有ばいじん等

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 <sup>注</sup> を <b>15mg/kg を超えて含有</b> するもの	水銀 <sup>注</sup> を <b>1,000mg/kg 以上含有</b> するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀 <sup>注</sup> を <b>15mg/L を超えて含有</b> するもの	水銀 <sup>注</sup> を <b>1,000mg/L 以上含有</b> するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

項目	平成29年10月1日以降、必要な対応
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。</li> <li>水銀回収が義務付けられているもの(上表参照)の処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。</li> </ul>
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。 注) H29.10.1 以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類の欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

### 3. (従来からの) 水銀を含む特別管理産業廃棄物

水銀汚染物のうち、次の条件に該当するものは、引き続き特別管理産業廃棄物として処理してください。  
今回、水銀を一定以上含む特別管理産業廃棄物は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられます。

廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、ばいじん、汚泥	特定施設 <sup>注1</sup> から排出されるもので、水銀の溶出量が <b>0.005mg/L を超えるもの</b>	水銀 <sup>注2</sup> を <b>1,000mg/kg 以上含有するもの</b>
廃酸、廃アルカリ	特定施設 <sup>注1</sup> をから排出されるもので、水銀の含有量が <b>0.05mg/L を超えるもの</b>	水銀 <sup>注2</sup> を <b>1,000mg/L 以上含有するもの</b>

注1 特定施設については、環境省「水銀廃棄物ガイドライン」(39 ページ、表 4.1.1 特別管理産業廃棄物の特定施設)をご覧ください。

注2 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

項目	平成 29 年 10 月 1 日以降、必要な対応
処理の委託	水銀回収が義務付けられているもの(上表参照)の処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。

### 4. 廃水銀等

① 以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く)

- 水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を改修する施設
- 水銀使用製品の製造の用に供する施設
- 灯台の回転装置が備え付けられた施設
- 水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設
- 国又は地方公共団体の試験研究機関
- 大学及びその附属試験研究機関
- 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
- 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行うと学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 保健所
- 検疫所
- 動物検疫所
- 植物防疫所・家畜保健衛生所
- 検査業に属する施設
- 商品検査業に属する施設
- 臨床検査業に属する施設
- 犯罪鑑識施設

② 水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

項目	平成 29 年 10 月 1 日以降、必要な対応
保管	①飛散、流出又は揮発の防止のための措置、②高温にさらされないための措置、③腐食防止措置をとること。
処理の委託	「廃水銀等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。
委託契約書	「廃水銀等」と明記すること。
マニフェスト	産業廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と明記すること。

平成 29 年 10 月 1 日以降、北九州市が発行する産業廃棄物処理業(収集運搬・処分)の許可証に「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」の取扱いの可否を記載します(既存の許可業者については、許可業者からの届出に基づき、許可証の書換えを行います)。

水銀廃棄物の処理を委託するときは、処理業者が処理を委託する水銀廃棄物の種類に対応した許可を有しているか許可証にてご確認ください。

#### ◆参考ホームページ

【環境省】『水銀廃棄物関係』

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

【環境省】『水銀廃棄物ガイドライン』(再掲)

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906\\_guide1.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guide1.pdf)

【北九州市】『法改正(水銀関係)に伴う処理基準の遵守及び必要な手続きについて』

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyuu/00900089.html>

お問い合わせ

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課 TEL : 093-582-2177 (直通)

(平成 29 年 9 月)